平成２３年（フ）第５８３号
札幌市豊平区西岡１条11丁目13番18号
債務者　葛西　千尋
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９３号
北海道千歳市千代田町２丁目３番地の１
債務者　市村　亜希（旧姓寺島）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９９号
札幌市手稲区前田４条６丁目２番４―204号
債務者　野竹　賀子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２１号
札幌市手稲区曙６条３丁目４番６―105号
債務者　森谷　文夫
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２６号
札幌市手稲区手稲本町４条２丁目４番18号
北陽マンション102号
債務者　新保惠美子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８０号
札幌市中央区南９条西９丁目１番26―404号
債務者　菅野　わこ
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８７号
札幌市南区澄川１条３丁目３番13―106号
債務者　斎藤　静穂
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９８号
北海道江別市弥生町１番地の18
債務者　奥山　宏美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８７号
札幌市白石区北郷７条４丁目４番２号　タウニイハイム203号
債務者　西川　敏文
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９１号
札幌市清田区里塚２条３丁目15番15号　サンフラワーＡ―201号
債務者　土井　　順（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１号
北海道室蘭市母恋北町１丁目７番16号
債務者　佐藤　正博
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２号
北海道士別市西１条14丁目3142番地389
債務者　片岡代里子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第３号
北海道上川郡下川町南町123番地12
債務者　草間　一人
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第４号
北海道上川郡剣淵町東町992番地
債務者　前木香代子（旧姓笹田）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第３０号
岩手県花巻市桜町４丁目８番地５　イーハトーヴⅢ、前住所岩手県盛岡市志家町４番11号　ハウスジョンソン12号
債務者　黒須　恵子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９３号
群馬県高崎市吉井町吉井781番地　かじ町ハイツ101号
債務者　櫻井　寿美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９５号
群馬県高崎市吉井町小暮428番地３
債務者　五十里千登勢
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１２０号
埼玉県本庄市小島１丁目９番２―106号　県営本庄小島団地
債務者　山本レナトこと　ＩAMAMOTO　ＲENATO
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部